

SDGs と人権について

2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）の17目標・169ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取り組みが進められています。SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。



人権に関するSDGsの複合された目標について考えてみましょう！



この3つのロゴは、だれもが平和に生き続けられるまちづくりをすすめるために、「部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消」に向けてとりくむことを意味します。また、外国にルーツをもつ子どもたちへのヘイトスピーチから守るなどの目標にもなります。

皆さんも17の目標(ロゴ)を選択して組み合わせ、人権についての目標や取組を考えてみましょう

登録していますか？ ～「登録型本人通知制度」～

現在の法律では、行政書士や弁護士などの資格を持つ人は、職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取ることができ個人情報を得ることが可能です。しかし、これを悪用した事件が各地で発生しており、その依頼内容は結婚等に際しての身元調査が大半でした。この身元調査の背景には、いまだに残る被差別部落出身者に対する根深い偏見や差別意識があります。他者の人権を侵害する目的で、あるいは人権侵害と認識せずに調査会社等に依頼することは大きな問題です。県内においても平成29年に住民票と戸籍謄本の写しなどの不正取得事件が起きました。この事件は「登録型本人通知制度」によって発覚しました。

**「登録型本人通知制度」に登録し、
悪質な人権侵害を防ぎましょう。**

いつ、私の住民票が取られたのだろう？



「登録型本人通知制度」とは、自治体が住民票の写しや戸籍謄抄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、その交付した事実を通知するものです。

手続き

市役所の市民課・各出張所に申請書があります。身分証明書があれば登録できます。**登録期間…永年**

本人・家族（住民票は同一世帯。戸籍は配偶者、同じ戸籍に記載されている方及び直系の方）以外の者が住民票・戸籍等を取得した場合に、その事実を本人に通知します。

※くわしい内容は、市民課(TEL21-1135 直通)へお問い合わせください

令和三年度 別府市小・中学生「人権作文」
別府市長賞
障がい個性

別府市立朝日中学校 一年 中野 志織

私の祖母は、私が生まれる前から車いすに乗っています。祖母は生まれてからずっと車いすで生活しているわけではなく、四十八歳の時に病気で右半身が不自由になり、車いすでの生活が始まったと母から聞きました。つまり祖母はそれまで私たちと同じように、行きたいところに一人で行くことができていたし、車の運転もしていたそうです。そして、とても手芸が得意で、子どもの頃の母の洋服はすべて祖母の手作りだったと母から聞きました。そんな祖母が病気のためにすべての自由を一瞬でうばわれてしまったのです。しかし、そのような状況の中でも祖母はあきらめることなくリハビリに取り組んだそうです。発症から二十年経った今でも、毎日リハビリを頑張っています。そんな祖母ですが、今でも車いすに乗っています。

先日、祖母と一緒に食事に行きました。お店は少し混み合っており、祖父と話して、食事をせずに帰ろうかとも考えましたが、少しお客さんも減ってきたので、勇気を出して三人でお店に入ることになりました。入ったとたん、車いすの祖母を見て、店員さんが少しイヤな顔をしました。そんな店員さんの表情を見て、私と祖父、もちろん祖母も悲しい気持ちになりました。その後、その店員さんに席を案内され、他のお客さんに少し見られていたので、早く注文して早く食べて帰りたいと思いました。祖母も同じような気持ちだったのか、急いで食べよつとしていました。ですが、祖母は左手で食べるので早く食べることができませんでした。そんな祖母

を見て、私は、みんなと違うからといって、なぜこんなに悲しい気持ちにならないといけないのか、祖母は好きで不自由になつたわけではないのに怒りを覚えました。そんな、悲しそうな顔をした私を見て、祖父が、「人は人、自分は自分。人からされてイヤなことは人にしない。自分一人からされてうれしいことは人に返そう。」

と言ったとき、となりの席のお客さんが、「少しせまくないですか？もしよければもう少しこちらへ寄りませんか？」と笑顔で私たち三人に話しかけてくれました。私たちは、「ありがとうございます。」

と伝え、少し広く座ることができました。そして、祖母は不自由な体でしっかりと飯を食べることができました。そのお客さんの優しい一声で食事を美味しくすることができました。食事を終えた私たちは笑顔で「お客さん、」

「本当ありがとうございます。」

と伝えると、そのお客さんは私たち以上の笑顔で、「いいよ、いいよ。」

と言ってくれました。

私は、体が不自由なことは特別ではなく一つの個性だと思います。私にも良いところ、悪いところがあります。みんなそうです。だからこそ、家族や友だちに困ったときは助けられています。みんなが人を思いやることができれば、もともと楽しい社会になると思います。祖母に優しい言葉をかけてくれたお客さん、そんなふうになんか困っている時に、声をかけられるような大人に私はなりたいです。そうする事で、一人一人の個性が出せるような世の中になればよいと私は思っています。

2022(令和4)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ
*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です
【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会
【協力】別府市PTA連合会
●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。
別府市市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課
〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291



2022(令和4)年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ

～だれもが しあわせにくらせる社会へ～



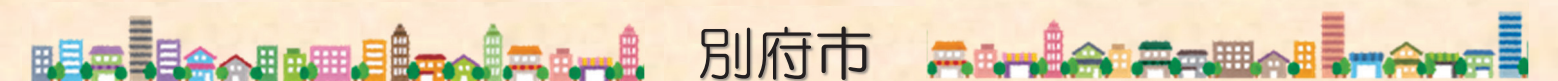
令和三年度 別府市小・中学生「人権ポスター」
別府市長賞

別府市立亀川小学校 1年
岩尾 湖希

～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、幸せに生きるための権利で、私たち一人ひとりが生まれながらに持つものです。まず大人が、自分の人権も他者の人権も大切にできる力を身につけ、さらに子どもたちがその力を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携し、育んでいくことは、私たち大人の責任でもあります。今回の「ヒューマンライツ」は、2016(平成28)年度に施行された「部落差別解消推進法」や「登録型本人通知制度」等について掲載しました。

私たち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。



別府市

感染症に関する差別を解消するために

新型コロナウイルス感染症については、感染への恐怖や不安から、無意識のうちに感染者やその家族、濃厚接触者や医療関係者などを差別していることもあります。今一度、新型コロナウイルス感染症に関する差別について考えてみましょう。

Aちゃん咳をしたからコロナかもね。そばに寄らないでほしいな！



～感染者とその家族に思いやりを～

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり、非難したりする差別や偏見が生まれています。ウイルスには誰でも感染する可能性があります。また、感染者さがしは、感染した人やその家族、関係者を苦しめることにつながるので、絶対にしないようにしましょう。相手の立場に立って、正しい知識をもとに行動しましょう。

いやだなあ！駐車場に県外ナンバーの車が停まってきたよ！



～正しい情報を確認し、冷静な判断を～

感染者と同じ学校や大学、同じ地域の居住者というだけで差別・偏見の対象となることがあります。科学的根拠のない思い込みから起きる過剰な反応は控え、正しい情報を確認し、冷静な判断による行動をしましょう。新型コロナウイルスに感染した人やその関係者は、とても不安で辛い思いをしているかもしれません。もし自分だったら、どのように声をかけてもらいたいか考えてみましょう。

医療関係者の子どもは、学校にこないでほしい！



～医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝やエールを～

医療従事者やその家族に対する必要なサービスの提供拒否、行事への参加拒否などや、社会生活の維持に欠かせない業務に携わる人々への差別的な事例も多く発生しています。医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持ち、エールを送りましょう。

ハンセン病患者・元患者・その家族に関する差別について

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。

しかし、かつて我が国でとられた隔離政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれの無い差別や偏見の対象となってきました。

隔離するための法律は廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題について、理解を深める必要があります。

1931（昭和6）年に「らい予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことをめざし、競って患者を療養所へ入所させるという「無らい県運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものにしてきました。

だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう



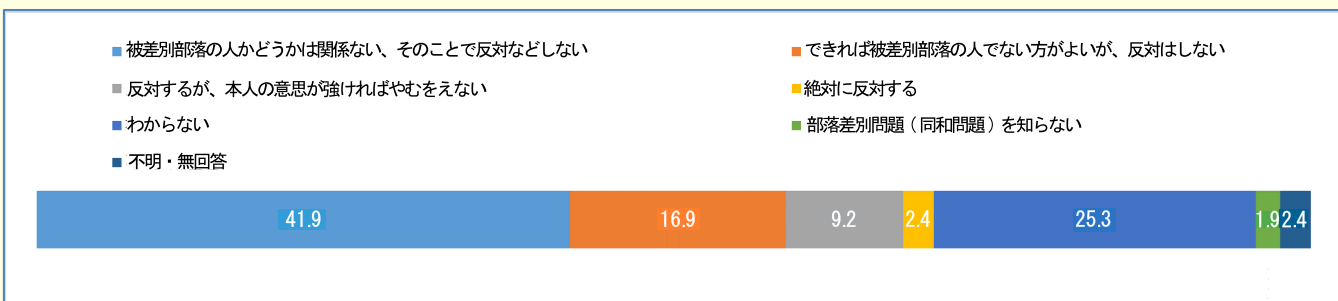
「部落差別解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、国及び地方公共団体の責務を定め、相談体制の充実や教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査を行うこととしています。

Q：あなたのお子さんが被差別部落の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。

【2020（令和2）年度別府市市民意識調査より】



差別意識は、自分と密接に関係することが起きた時に、現れてきます。

結婚、土地や住宅の購入など

身内の結婚に際して、相手が「被差別部落の人かどうかは関係ない、そのことで反対などしない」が41.9%と一番多くなっています。しかし、「できれば被差別部落の人でない方がよいが、反対はしない」「反対するが、本人の意思が強ければやむをえない」という消極的賛成の人は26.1%、また、「絶対に反対する」が2.4%と、被差別部落出身者との結婚を歓迎しない人が4人に1人以上はいるという結果が出ています。この結果から、市民の間にも差別意識が残っており、いまだに部落差別が解消されていないことがうかがえます。

☆ 差別に苦しんでいる人が話をしてくれたら・・・

「私は気にしないよ。」と言って話をすぐに終わらせず、その人の思いをたくさん聞いて「差別する方がおかしい。まちがっている。学習して一緒に差別をなくしていきましょう。」と支える側に立ちましょう。

だからこそ、学習が必要です！

○ インターネットなどの情報については、「その人の人権が守られているか」という見方をしましょう。

○ 部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい知識を持ち、自分の事として考えましょう。



「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行

こんなことが起きています（内閣府リーフレットより）

① 車椅子でお店に入ろうとしたら、入店を断られた。

③ スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた。

④ 災害時の避難所で、聴覚障がいの人があると管理者に伝えただけなのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

② アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、部屋を貸してくれなかった。



⑤ 役所の会議に呼ばれたのでわかりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、対応してもらえなかった。

「障害者差別解消法」では「不当な差別的取扱い」の禁止（上の①②③）、「合理的配慮」の提供（上の④⑤）が求められています。

合理的配慮の具体例

- ☆ 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- ☆ 意思を伝え合うために、絵・写真・カード・タブレット端末などを使う。
- ☆ 障がいのある人から「自分で書類を書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられた時、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ☆ 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方のもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016（平成28）年6月3日施行

こんなことが起きています（法務省が示したヘイトスピーチの例）

脅迫的な言動



「本邦外出身者」とはこの法律において「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者またはその子孫であって、適法に居住するもの」と表現されています。

特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶような著しく侮辱する言動

地域社会からの排除をあおる言動

「ヘイトスピーチ」とは「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または著しく侮辱するなど、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をいい、人種差別・民族差別に当たります。

ヘイトスピーチの言葉や看板等の表現を鵜呑みにすると、差別意識を植え付けられてしまう恐れがあります。不特定多数に差別意識を広げることが、ヘイトスピーチをする人たちのねらいなのです。

国連では2001年に「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」を定めていますが、ヘイトスピーチがいかに人を傷つけるものか、差別意識をあおり、著しく侮辱することがいかに不当なことか国際的にも明らかです。

国内では、ヘイトスピーチの抑止を目的とした条例を制定した自治体があります。2019年12月12日には、川崎市において全国で初めて罰則を盛り込んだ条例が成立されました。また12月27日には、大阪市が条例に基づき、ヘイトスピーチに当たる街宣活動をしたとする政治団体をホームページ上で公表しました。

困ったときの相談窓口

みんなの人権 110番（平日 8:30～17:15 受付）
ナビダイヤル 0570-003-110